

地質調査業者登録を受けた皆様へ

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課

地質調査業者登録規程（以下、「規程」という。）第5条の規定により地質調査業者としての登録を受けますと、同規程の規定により、様々な書類を提出する義務が生じます。これらを怠ったり、虚偽の届出を行った場合、登録の消除の対象となります。規程、地質調査業者登録規程の解釈及び運用の方針等に従い、遺漏のないよう十分注意して下さい。

1. 登録の更新（規程第2条）

地質調査業者登録の有効期間は5年ですが、この有効期間満了後も地質調査業者登録の継続をされる場合は、登録の更新を受ける必要があります。

登録の更新を受ける場合は、有効期間満了の日（既登録年月日から5年後の同月同日の前日）の90日前～30日前までに更新登録申請を行わなければなりません。

更新登録の申請がない場合には、有効期間満了とともに登録が消除されます。

なお、有効期間満了前に更新時期のお知らせは通知されませんので、十分注意して下さい。

2. 現況報告書（規程第7条）

次の書類を、毎事業年度終了後4か月以内に提出しなければなりません。

- ① 地質調査業者現況報告書
 - ② 地質調査経歴
 - ③ 直前1年の事業収入金額
 - ④ 使用人数
 - ⑤ 技術管理者・現場管理者
 - ⑥ 技術者一覧表(1)
 - ⑦ 技術者一覧表(2)
 - ⑧ 財務事項一覧表
 - ⑨ 貸借対照表
 - ⑩ 損益計算書
 - ⑪ 完成調査原価報告書
 - ⑫ 過去に認定された経歴を有する者の在籍状況
- ⑧、⑨については申請者が作成している会社法に準拠した既存の「貸借対照表」及び「損益計算書」を添付してください。

3. 登録事項の変更（規程第8条第1項及び第3項）

次の各登録事項（規程第4条第1項各号に掲げる事項）について変更があったときは、30日以内に変更登録申請を行わなければなりません。

- ① 商業又は名称
- ② 地質調査業務を営む営業所の名称・所在地(新設・廃止を含む)
- ③ 資本金又は出資の額(法人のみ)
- ④ 役員の氏名(法人)／事業主の氏名(個人)
- ⑤ 技術管理者の氏名
- ⑥ 現場管理者の氏名
- ⑦ 他に行っている営業の種類

また、次の各事項に該当することとなったときは、2週間以内に届け出なければなりません。

- ① 技術管理者又は現場管理者が置かれなくなった場合
- ② 規程第6条第1項第1号もしくは第3号から第10号までに該当することとなった場合。

4. 個人情報の利用目的等

国土交通大臣が、規程第4条の規定に基づき提出される地質調査業者の登録申請書（規程第7条に基づく現況報告書、規程第8条に基づく変更等の届出を含む。以下「登録申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

- ① 登録申請書等の審査事務
- ② 地質調査業者登録を受けた者に対する指導監督等の事務
- ③ 登録申請書等の閲覧
- ④ 行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項の規定による次の利用又は提供

本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき

国土交通大臣が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用するとき

他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人

が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき

専ら統計の作成又は学術研究の目的のための提供をするとき

本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき

その他提供することについて特別の理由があるときの提供

5. 登録申請書等の閲覧（規程第15条）

登録申請書等は、当局において公衆の閲覧に供されます。

6. その他

(1) 編纂方法、提出部数

綴じ込み書類が複数枚に及ぶ場合は、左端をホッチキス等で留めてください。

提出は、認定申請(既認定申請を除く。)にあっては正1部・副1部、現況報

告書にあっては正2部ですが、それ以外の申請書等にあっては正1部です。

なお、添付書類は正本にのみ1部必要です。

(2) 登録申請様式など

国土交通省ホームページ

『https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000211.html』をご覧ください。

なお、地質調査業者登録について不明な点は、

内閣府沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課 計画・測量業係

TEL(098)866-0031 内線3172、3178 までお問い合わせください。